



細谷火工株式会社

東京都あきる野市菅生 1847 番地

TEL:042-558-5111

平成 24 年 2 月 2 日

訴訟の判決に関するお知らせ

平成 24 年 1 月 31 日、個人株主細谷理一により提起されていた訴訟について、原告の請求を棄却する判決が東京地方裁判所より言い渡されました。

訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

- (1) 平成 22 年 10 月 18 日、当社個人株主細谷理一から当社取締役等 4 名に対して、土地取引に関して損害賠償を求める株主代表訴訟が提起されました。
- (2) 平成 22 年 11 月 19 日、当社個人株主細谷理一から当社監査役 3 名に対して、元監査役（細谷理一）が当社取締役等におこした土地取引等をめぐる損害賠償請求訴訟を、平成 22 年 7 月 6 日新監査役会が取り下げたことは、善管注意義務違反にあたるとして損害賠償を求める株主代表訴訟が提起されました。
- (3) 上記 (1) , (2) の当社個人株主細谷理一による株主代表訴訟は、平成 24 年 1 月 31 日東京地方裁判所より、原告（細谷理一）の請求を棄却（被告：当社取締役等 4 名及び監査役の全面勝訴）する判決が言い渡されました。

今後の見通し

本判決により、原告細谷理一の請求は棄却されました。なお、原告より控訴が提起された場合には、引き続き対応していく所存です。